6　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7　第三項から第五項までに規定する連結超過利子個別帰属額とは、連結超過利子額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

8　第一項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二第十三項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十九条の五第二項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に、「森林施業計画（同条第四項第二号ロ」を「森林経営計画（同条第五項第二号ロ」に、「「森林施業計画」を「「森林経営計画」に、「除く。次号」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。次号」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画が」を「森林経営計画が」に改め、同項第三号イ中「により特定森林施業計画対象山林」を「により特定森林経営計画対象山林」に改め、同号イ(1)中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、同号ロ中「により特定受贈森林施業計画対象山林」を「により特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ(1)中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ(2)中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、同項第四号イ中「特定森林施業計画対象山林」に、「森林施業計画その他」を「森林経営計画その他」に、「除く」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に改め、同号ロ中「森林施業計画その他」を「森林経営計画その他」に、「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「除く」を「除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に改め、同項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同条第八項及び第九項中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同条第十項中「特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで」を「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで」に改め、「までの金額」を削り、「残額」の下に「までの金額」を加え、同条第二項第六号を次のように改める。

六　住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　特定受贈者が最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十四年　千五百万円

(2)　平成二十五年　千二百万円

(3)　平成二十六年　千万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者が最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十四年　千万円

(2)　平成二十五年　七百万円

(3)　平成二十六年　五百万円

第七十条の三第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第七十条の四第一項中「この条及び次条」を「第七十条の五まで」に改め、同条第二十一項中「場合」の下に「（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「政令で定めるところにより地上権」を「地上権」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）

第七十条の四の二　猶予適用者が、贈与者の死亡の日前に前条第一項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について次に掲げる貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行つた場合において、当該特定貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該猶予適用者に係る同項ただし書及び前条第四項の規定の適用については、当該特定貸付けを行つた当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

一　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

二　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために行われるもの

三　賃借権等の設定による貸付けであつて農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われるもの

2　前項に規定する猶予適用者とは、前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

一　前項各号に掲げる貸付けを行つた日において六十五歳以上である受贈者　前条第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けを行つた日までの期間（次号において「適用期間」という。）が十年以上であること。

二　前号に掲げる受贈者以外の受贈者　適用期間が二十年以上であること。